

定 款

G L O E 株式会社

2015年11月19日	会社成立
2021年02月01日	一部変更
2021年06月24日	一部変更
2021年10月30日	一部変更
2022年02月01日	一部変更
2022年07月29日	一部変更
2024年01月26日	一部変更
2024年02月01日	附則削除
2025年01月28日	一部変更
2026年01月29日	一部変更

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、GLOE株式会社と称し、英文ではGLOE Inc. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種イベントの企画、制作、開催、運営
2. 広告代理店業務
3. 広告に関する企画、制作、コンサルティング
4. インターネットを利用した情報提供サービス
5. パソコン、ウェブ、スマートフォンにおけるゲームの企画、制作、管理、運営、コンサルティング
6. ゲーム関連グッズの企画、制作、販売、輸出入
7. 芸能人・タレント等のスカウト、養成、マネジメント、プロモート
8. 有料職業紹介事業
9. 企業の経営指導及び業務受託、コンサルティング
10. 前各号に附帯関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条 (株主総会の議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (取締役の員数)

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条 (取締役の選任方法)

取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役の任期)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
4. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第31条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第32条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第34条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第6章 会計監査人

第35条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

第36条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第37条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第38条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第39条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条 (配当金の除斥期間)

配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

第10回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

第2条（事業年度に関する経過措置）

第38条（事業年度）の規定にかかわらず、本定款変更の効力発生日後の第11期事業年度は、2025年11月1日から2026年6月30日までとする。

- 第39条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、第11期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は2026年4月30日とする。
- 前2項及び本項は、第11期事業年度の終了後、これを削除する。

以上、当会社の定款に相違ない。

2026年1月29日

東京都新宿区西新宿7-5-25
西新宿プライムスクエア15階
GLOE株式会社
代表取締役 谷 田 優 也



会社代表印